企業に未来基準の元気を！

2017年10月6日
株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント
代表取締役社長 鳥越 慎二
（東証第二部 コード8769）

「アドバンテッジ タフネス」『プレミアム』『スタンダード』プランをバージョンアップ

高ストレス者判定で「厚労省方式」も選択可に

株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント（本社：東京都目黒区、代表取締役社長：鳥越 慎二、以下「当社」）は、ストレスチェック義務化に対応したメンタルサポートプログラム「アドバンテッジ タフネス」のうち、当社オリジナルの質問票を用いた『プレミアム』『スタンダード』『スタンダードチェック』プランにおける高ストレス者判定機能をリニューアルし、新たに厚生労働省のストレスチェックマニュアルに記載されている方式（以下、「厚労省方式」）を選択可能としました。本サービスは本日10月6日（金）より提供を開始いたします。

ストレスチェック制度の目的は、ストレスの高い従業員（＝高ストレス者）に早めに気づきを与え、うつ病などのメンタルヘルス不調を未然に防止することです。

これまで当社は、『プレミアム』『スタンダード』『スタンダードチェック』プランにおいて、当社独自のモデルによる高ストレス者判定方式（以下、「ARM 方式」）を提供してまいりました。当方式は、認知行動療法に基づくストレス理論と当社の長年の取り組みで培ったデータベースに基づいたものですが、顧客企業、特に制度実施者となる産業医からは、厚労省が示した方式そのままで高ストレス者を判定したいというご要望も根強くいただいておりました。そこでこのたび、上記プランをバージョンアップし、新たに厚労省方式を高ストレス者判定機能に搭載し、10月6日より提供することといたしました。厚労省方式はマニュアルに定められている「その1」方式、「その2」方式（下記参照）の両方に対応するとともに、実施者の判断により高ストレス者となる対象者の範囲を変更することができます。またこれまでのARM方式も引き続き選択することができます。

＊厚労省が提示する「職業性ストレス簡易調査票」を使用する『ベーシック』『ベーシック チェック』プランでは、かねてより厚労省方式「その1」方式に対応しておりましたが、このたび新たに「その2」方式も選択可能となりました。

今後も当社は、ニーズにきめ細かく対応していくことで満足度の向上に努めてまいります。

参考：厚労省方式について（厚生労働省「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」より）

■高ストレス者選定基準

・合計点数を用いる方法（厚労省「その１」方式）の場合
以下の（ア）または（イ）に該当するものを高ストレス者と判定する。
（ア）「心身のストレス反応」（29項目）の合計点数が77点以上
（イ）「心身のストレス反応」（29項目）の合計点数が63点以上、かつ「仕事のストレス要因」（17項目）および「周囲のサポート」（9項目）の合計点数が76点以上

・素点換算表を用いる方法（厚労省「その２」方式）の場合
以下の（ア）または（イ）に該当するものを高ストレス者と判定する。
（ア）「心身のストレス反応」（29項目）の合計点数について、素点換算表により5段階評価に換算し12点以下
（イ）「心身のストレス反応」（29項目）の合計点数について、素点換算表により5段階評価に換算し17点以下、かつ「仕事のストレス要因」（17項目）および「周囲のサポート」（9項目）の合計点数が26点以下

【お問い合わせ先】
株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント　http://www.armg.jp
（取材・広報に関して）　経営管理部 ： 小林 幸子　TEL：03-5794-3890